

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例および滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)の一部改正による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)および児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号)の一部改正等に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 24 年滋賀県条例第 64 号)および滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年滋賀県条例第 6 号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 児童福祉施設の長による懲戒等に係る基準について、必要な規定の整理を行うこととします。(第 1 条による改正後の別表第 1 関係)

イ 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(第 1 条による改正後の別表第 10 関係)

(2) 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(第 2 条による改正後の別表第 1 関係)

(3) この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 人権への配慮等</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 児童福祉施設の長（以下この表において「施設長」という。）は、入所中の<u>児童等</u>に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、または同条第3項の規定により懲戒に関しその<u>児童等</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。</p> <p>(5) 省略</p> <p>5～16 省略</p> <p>別表第2～別表第9 省略</p> <p>別表第10（第6条関係）</p> <p>福祉型児童発達支援センターの設備および運営に関する基準</p> <p>1 省略</p> <p>2 職員</p> <p>(1) 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターおよび主として重症心身障害児を通わせる福</p>	<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 人権への配慮等</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 児童福祉施設の長（以下この表において「施設長」という。）は、入所中の<u>児童</u>に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、または同条第3項の規定により懲戒に関しその<u>児童</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。</p> <p>(5) 省略</p> <p>5～16 省略</p> <p>別表第2～別表第9 省略</p> <p>別表第10（第6条関係）</p> <p>福祉型児童発達支援センターの設備および運営に関する基準</p> <p>1 省略</p> <p>2 職員</p> <p>(1) 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターおよび主として重症心身障害児を通わせる福</p>

祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。)

ア 省略

イ 福祉型児童発達支援センターの設置者は、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練を担当する職員（以下この項において「機能訓練担当職員」という。）を、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引^{かくたん}その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下イにおいて同じ。）を行う場合には看護職員を、それぞれ置くこと。ただし、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができる。

(ア) および (イ) 省略

(ウ) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち同法附則第3条第1項に規定する特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務を行う場合

ウおよびエ 省略

(2) および (3) 省略

3～5 省略

別表第11以下 省略

祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。)

ア 省略

イ 福祉型児童発達支援センターの設置者は、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練を担当する職員（以下この項において「機能訓練担当職員」という。）を、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引^{かくたん}その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下イにおいて同じ。）を行う場合には看護職員を、それぞれ置くこと。ただし、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができる。

(ア) および (イ) 省略

(ウ) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち同法附則第10条第1項に規定する特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務を行う場合

ウおよびエ 省略

(2) および (3) 省略

3～5 省略

別表第11以下 省略

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 指定児童発達支援の事業</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 従業者</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）</p> <p>(ア) (イ)に掲げる指定児童発達支援事業所以外の指定児童発達支援事業所</p> <p>a～c 省略</p> <p>d 指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を提供する場合は機能訓練を担当する職員（以下「機能訓練担当職員」という。）を、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、<small>かくたん</small>喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を行う場合は看護職員（保健師、助産師、看護師または准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置くこ</p>	<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 指定児童発達支援の事業</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 従業者</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）</p> <p>(ア) (イ)に掲げる指定児童発達支援事業所以外の指定児童発達支援事業所</p> <p>a～c 省略</p> <p>d 指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を提供する場合は機能訓練を担当する職員（以下「機能訓練担当職員」という。）を、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、<small>かくたん</small>喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を行う場合は看護職員（保健師、助産師、看護師または准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置くこ</p>

と。ただし、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができる。

(a)および(b) 省略

(c) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち同法附則第3条第1項に規定する特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務を行う場合

e～g 省略

(イ) 省略

ウ 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）

(ア) (イ) および(ウ)に掲げる指定児童発達支援事業所以外の指定児童発達支援事業所

a～d 省略

e 指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を提供する場合は機能訓練担当職員を、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ置くこと。ただし、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができる。

(a)および(b) 省略

と。ただし、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができる。

(a)および(b) 省略

(c) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち同法附則第10条第1項に規定する特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務を行う場合

e～g 省略

(イ) 省略

ウ 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）

(ア) (イ) および(ウ)に掲げる指定児童発達支援事業所以外の指定児童発達支援事業所

a～d 省略

e 指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を提供する場合は機能訓練担当職員を、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ置くこと。ただし、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができる。

(a)および(b) 省略

(c) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち同法附則第3条第1項に規定する特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務を行う場合

f 省略

(イ)～(エ) 省略

エ～ク 省略

(5)～(22) 省略

2および3 省略

別表第2以下 省略

(c) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち同法附則第10条第1項に規定する特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務を行う場合

f 省略

(イ)～(エ) 省略

エ～ク 省略

(5)～(22) 省略

2および3 省略

別表第2以下 省略